

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則及び建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年10月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第57号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則及び建築基準法施行細則の一部を改正する規則
(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第1条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年香川県規則第117号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
1~35 略		1~35 略	
36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類	略	36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)及び建築基準法施行条例(昭和30年香川県条例第8号。以下この項において「条例」という。)に基づく書類のうち、次に掲げるもの
	(1) 略 (2) 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、 <u>第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書</u> 、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3		(1) 略 (2) 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項及び第4項、第86条第3項及び第4項、第

	<p>項、第5項及び第6項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第87条の3第3項、第5項及び第6項の規定による許可の申請に係る書類</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5各項、第68条の5の6、第86条第1項及び第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項並びに第87条の2第1項の規定による認定の申請に係る書類</p> <p>(5)～(7) 略</p>		<p>86条の2第2項及び第3項並びに第87条の3第3項、第5項及び第6項の規定による許可の申請に係る書類</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5各項、第68条の5の6、第86条第1項及び第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項（<u>法第87条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）並びに第87条の2第1項の規定による認定の申請に係る書類</p> <p>(5)～(7) 略</p>
--	---	--	--

(建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 建築基準法施行細則（平成20年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(確認申請手数料等の免除又は減額)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条第24項第1号及び第2号、第43条第2項第1号及び第2号、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで（これらの規定のただし書に限る。）及び第16項、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1</p>	<p>(確認申請手数料等の免除又は減額)</p> <p>第7条 次各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条第24項第1号及び第2号、第43条第2項第1号及び第2号、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで（これらの規定のただし書に限る。）及び第16項、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1</p>

項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第5項及び第6項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項、第87条の2第1項並びに第87条の3第5項及び第6項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2第2項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の4の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2・3 略

（建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票）

第8条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項から570の項まで （515の2の項を除く。） に規定する手数料を納付する者は、建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（第3号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を香川県証紙によらないで納付する場合は、この限りでない。

（公示）

第29条 知事は、法及び施行規則に定めがあるものを除くほか、次に掲げる場合には、これを公示するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 法第52条第1項第8号の数値及び区域を定めたとき。

(5)～(12) 略

(13)～(18) 略

項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第5項及び第6項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項並びに第87条の3第5項及び第6項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2第2項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の4の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2・3 略

（建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票）

第8条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項から570の項までに規定する手数料を納付する者は、建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（第3号様式）に香川県証紙をはりつけて納付しなければならない。ただし、当該手数料を香川県証紙によらないで納付する場合は、この限りでない。

（公示）

第29条 知事は、法及び施行規則に定めがあるものを除くほか、次に掲げる場合には、これを公示するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 法第52条第1項第6号の数値及び区域を定めたとき。

(5)～(12) 略

(13) 法第68条の9の区域を指定したとき。

(14)～(19) 略

第19号様式（第23条関係）
（その1）～（その3） 略

第19号様式（第23条関係）
（その1）～（その3） 略

注意事項（表面）

（日本産業規格A列4番）

（注意）

- 1 各面共通関係
数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 2 第一面関係
 - ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - ② 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときはその名称を書き、建築士事務所に属していないときは所在地は設計者の住所を書いてください。
 - ④ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ⑤ ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 第二面関係
 - ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
 - ② 3欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
 - ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
 - ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
 - ⑤ 6欄の「ア」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「ア」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「ア」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
 - ⑥ 6欄の「イ」、「ウ」及び「エ」は、「ア」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
 - ⑦ 6欄の「オ」(1)は、「ア」(1)の合計とし、「オ」(2)は、「ア」(2)の合計とします。
 - ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「カ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
 - ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「ク」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
 - ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「キ」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
 - ⑪ 7欄は、別添の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
 - ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。

注意事項（裏面） 略

注意事項（表面）

（日本産業規格A列4番）

（注意）

- 1 各面共通関係
数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 2 第一面関係
 - ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - ② 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときはその名称を書き、建築士事務所に属していないときは所在地は設計者の住所を書いてください。
 - ④ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ⑤ ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 第二面関係
 - ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
 - ② 3欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
 - ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
 - ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
 - ⑤ 6欄の「ア」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「ア」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「ア」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
 - ⑥ 6欄の「イ」、「ウ」及び「エ」は、「ア」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
 - ⑦ 6欄の「オ」(1)は、「ア」(1)の合計とし、「オ」(2)は、「ア」(2)の合計とします。
 - ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「カ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
 - ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「ク」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
 - ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「キ」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
 - ⑪ 7欄は、別添の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
 - ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。

注意事項（裏面） 略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の建築基準法施行細則第19号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。